令和５年度高校生等を対象とした金融経済セミナー実施要領（案）

１　開催目的

県民一人ひとりが、消費者トラブルを未然に防止する見識を身に付けるとともに、より自立的で安心かつ豊かな消費生活を実現するため、高校生等を対象にした金融経済セミナーを開催し、家計管理、生活設計、商取引・金融等に関する基礎知識、契約締結の基本、悪質商法への対処法等の啓発を行う。

２　実施方法

(1) 県の主催とする。なお、岩手県金融広報委員会の事業を活用した場合は、岩手県金融広報委員会との共催とする。また、県立学校、市立学校で開催する場合は、県教育委員会を共催に加える。

(2) 役割分担

ア　県民生活センター：実施に関する企画、岩手県金融広報委員会・県教育委員会等との調整

イ　岩手県金融広報委員会：派遣講師の調整、講師謝金・講師旅費の負担等

ウ　教育委員会事務局学校教育室、ふるさと振興部学事振興課：実施希望校の取りまとめ

３　実施内容

(1) 講演内容

本セミナーは、家計管理、生活設計、商取引・金融等に関する基礎知識、契約締結の基本、悪質商法への対処法等を内容とし、時間は１時間から２時間程度とする。

【例】

○　家計管理・生活設計の基礎

○　商取引・金融に関する基礎知識

○　クレジット・ローン・キャッシングなどの知識（借金地獄に陥らないために）

○　契約締結の基本

○　悪質商法の手口と対処法

○　借金問題の解決方法

○　消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した講演

(2) 対象

県立学校、市立学校、私立高校及び専修学校の全学年。特別支援学校の場合は高等部。

４　実施学校の決定

(1) セミナー開催希望の取りまとめ

ア　県立学校、市立学校については、教育委員会事務局学校教育室において希望校を取りまとめる。

イ　私立高校、専修学校については、ふるさと振興部学事振興課において希望校を取りまとめる。

(2) 実施日程の決定

希望校について、岩手県金融広報委員会等関係機関と調整の上、実施日程を決定する。

５　開催時期

概ね令和５年７月から令和６年２月まで